

山口市障害福祉サービス実施計画
(第六次山口市障害福祉計画・第四次
山口市障害児福祉計画) 策定方針

令和8年8月

山口市障がい福祉課

第六次山口市障害福祉計画・第四次山口市障害児福祉計画策定方針

1 計画策定の趣旨

「山口市障害福祉サービス実施計画（山口市障害福祉計画・山口市障害児福祉計画）」は、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、並びに児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものであり、サービス提供体制の確保に係る目標、サービスの必要な量の見込みとその確保策について定め、事業の計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

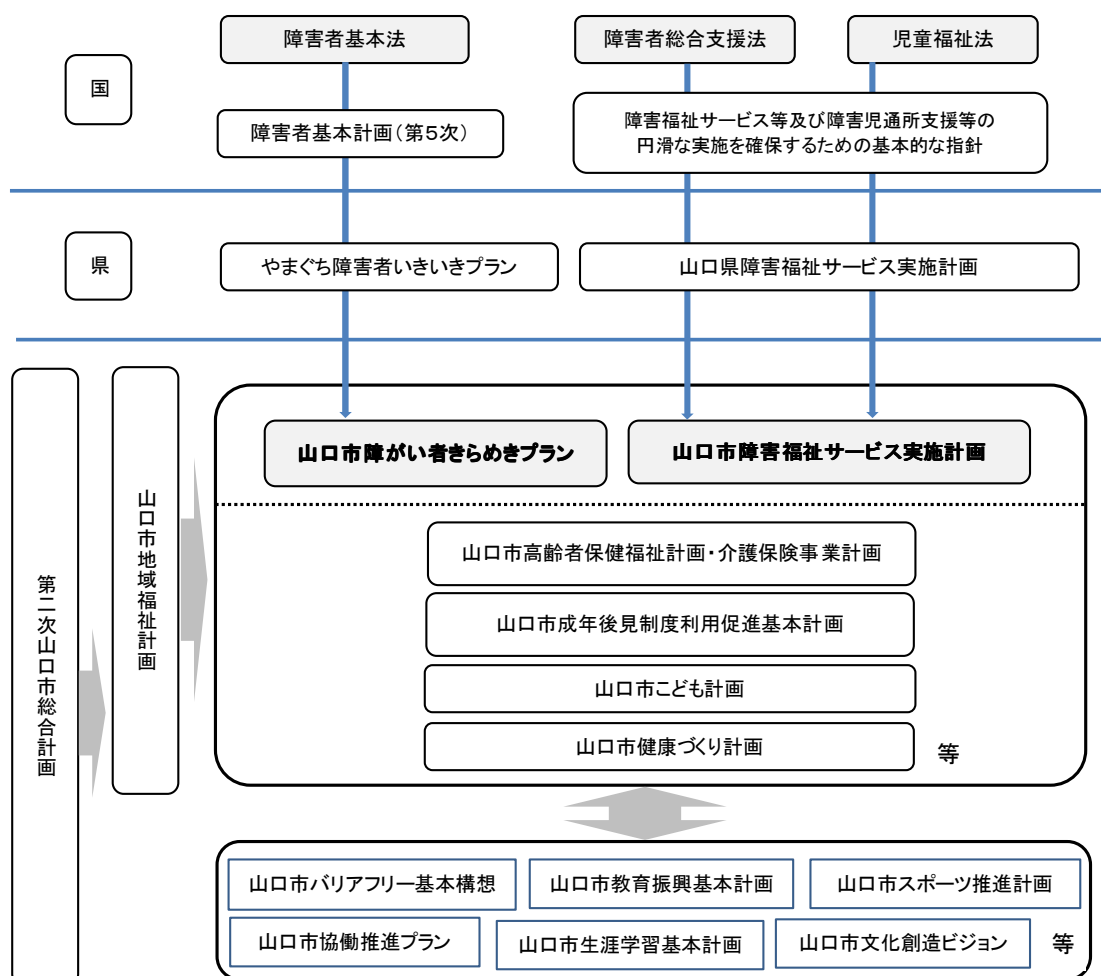
「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、引き続き「第六次山口市障害福祉計画・第四次山口市障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の障がい者福祉施策の基本計画である「山口市障がい者きらめきプラン（山口市障害者計画）」の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけています。

また、上位計画である「第二次山口市総合計画」や「山口市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「山口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「山口市子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連づけるものです。

■計画の位置付けと関連計画



3 計画の期間

第六次山口市障害福祉計画・第四次山口市障害児福祉計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
山口市	障害福祉サービス実施計画 (第三次障害福祉計画) (第一次障害児福祉計画)			障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画) (第二次障害児福祉計画)			障害福祉サービス実施計画 (第五次障害福祉計画) (第三次障害児福祉計画)			障害福祉サービス実施計画 (第六次障害福祉計画) (第四次障害児福祉計画)		
	障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)						障がい者きらめきプラン (第四次障害者計画)				障がい者きらめきプラン (予定 ～2031)	
県	やまぐち障害者いきいきプラン (2018～2023)						やまぐち障害者いきいきプラン (2024～2029)					
国	障害福祉計画に係る基本 指針（第5期）			障害福祉計画に係る基本 指針（第6期）			障害福祉計画に係る基本 指針（第7期）			障害福祉計画に係る基本 指針（第8期）		

4 策定の視点

○国が示す基本的な指針の概要

障がいのある人が、本人の意思決定を尊重されながら、障害種別にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし、学び、働き、社会参加することができる地域共生社会の実現を目指します。

また、障害児については、こどもの最善の利益を保障するとともに、本人の意見を尊重しながら、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携した切れ目のない支援体制の整備を図ります。

○市としての見直しの方向性

国の基本指針及び県の方針を踏まえ、本市の実情や地域課題に応じて成果目標及びサービス見込量の見直しを行い、障がいのある人や障害児が地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の充実を図ります。

見直しのポイント（主なもの）

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実
- ・医療的ケア児を含む障害児及びその家族への支援体制の充実
- ・相談支援体制の充実・強化及び関係機関の連携強化
- ・地域生活支援及び障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組の推進

○計画策定に向けた取組

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等並びに地域生活支援事業について、現行計画の進捗状況や成果を検証します。

また、障がいのある人やその家族へのアンケート調査、障害福祉サービス事業所

等へのヒアリングを通じて課題やニーズを把握するとともに、山口市障がい福祉施策懇話会における審議や意見を踏まえながら、成果目標の達成及びサービス基盤の充実に向けた方策を定めます。

【障害者等を対象としたアンケートの実施計画】

■アンケート調査

	障がい者対象調査	障がい児等対象調査			子ども・子育て支援に関するニーズ調査
調査対象	令和7年11月1日時点の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和7年11月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	令和7年11月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者（左記除く）	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者	障害児通所支援を利用中の児童の保護者（令和8年8月から10月までの障害児通所支援の更新対象者）
目的	・策定に係る基礎資料	・相談支援体制検討のための基礎資料 ・療育以外のサービス等利用状況 ・本市に望む施策の把握 等			・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策			第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
配布数	1,000人	1,188人（重複者491人除く）		1,009人	120人程度（見込み）
		992人	687人		
抽出方法	層化抽出法	全対象者			小学5年生以下全員
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収	更新勧奨時に郵送配布・窓口または郵送回収
回収数	520人	795人			—
回収率	52.0%	795/2,010（2,197-重複した調査票187）＝39.5%			—
調査期間	令和8年1月8日～2月2日	令和8年1月9日～2月2日			令和8年8月～10月

【事業所を対象としたアンケートの実施計画】

■事業所ヒアリング等調査

	計画相談支援事業所 アンケート及びヒアリング	介護給付事業所 アンケート調査	訓練等給付事業所 アンケート調査	地域相談支援給付事業所 アンケート調査	地域生活支援事業所 アンケート調査	障害児通所支援事業所 アンケート調査
調査対象	山口市内の全指定特定（障害児）相談支援事業所	山口市内の全居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所事業所	山口市内の全自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助事業所	山口市内の全地域移行支援、地域定着支援事業所	山口市内の全移動支援、日中一時支援事業所	・山口市内の全障害児通所支援事業所
目的	・相談支援体制充実のための基礎資料 ・福祉サービスの量の把握 ・利用ニーズの把握	・各事業の課題の把握 ・各事業の見込量の把握 ・総合支援学校卒業生のサービス利用把握	・各事業の課題の把握 ・各事業の見込量の把握 ・施設退所者のサービス利用把握	・各事業の課題の把握 ・各事業の見込量の把握 ・施設退所者のサービス利用把握	・各事業の課題の把握 ・各事業の見込量の把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 等	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
対象事業所数	14事業所	55事業所	57事業所	10事業所	30事業所	48事業所
抽出方法	-	-	-	-	-	-
調査方法	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	QRコードを郵送、データ回収	QRコードを郵送、データ回収	QRコードを郵送、データ回収	QRコードを郵送、データ回収	QRコードを郵送、データ回収
調査期間	令和8年9月～10月	令和8年8月	令和8年8月	令和8年8月	令和8年8月	令和8年8月

5 策定体制

(1) 市民参加

- ① 「山口市障がい福祉施策懇話会」への公募委員の参画及び懇話会の公開
- ② パブリック・コメント実施
- ③ 「障害福祉計画策定に係るアンケート」実施（18歳以上の障がい者対象）
※令和7年度実施済み
- ④ 「障害児福祉計画策定に係るアンケート」実施（障がい児の保護者対象）
※令和7年度実施済み

(2) 関係者意見聴取

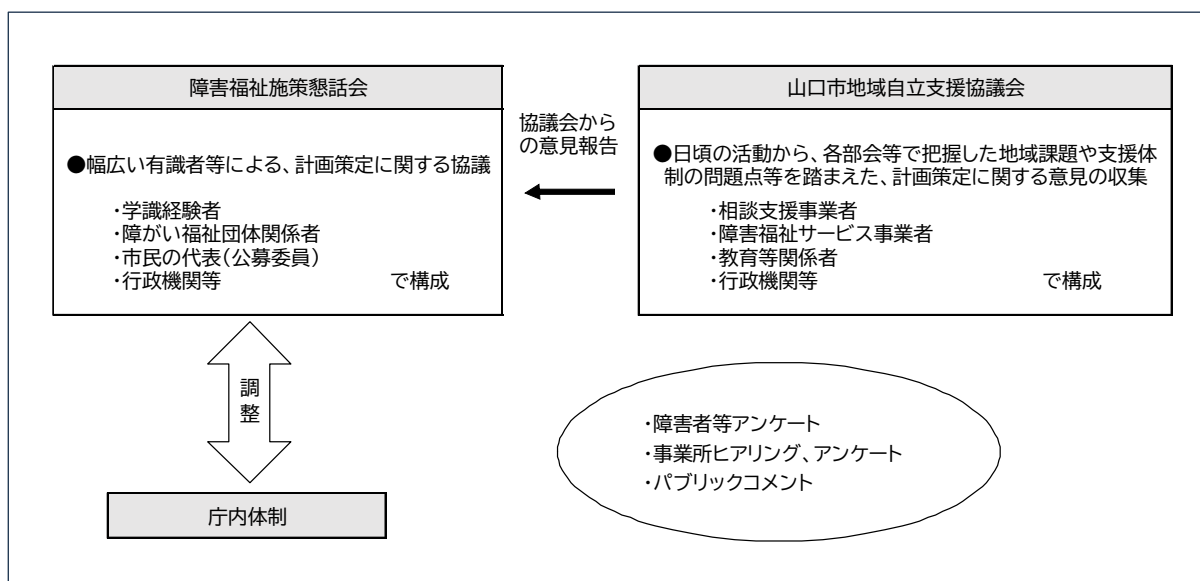
- ①事業所ヒアリング・アンケート
- ②山口市地域自立支援協議会

(3) 審議組織

山口市障がい福祉施策懇話会

(4) 庁内体制

経営会議



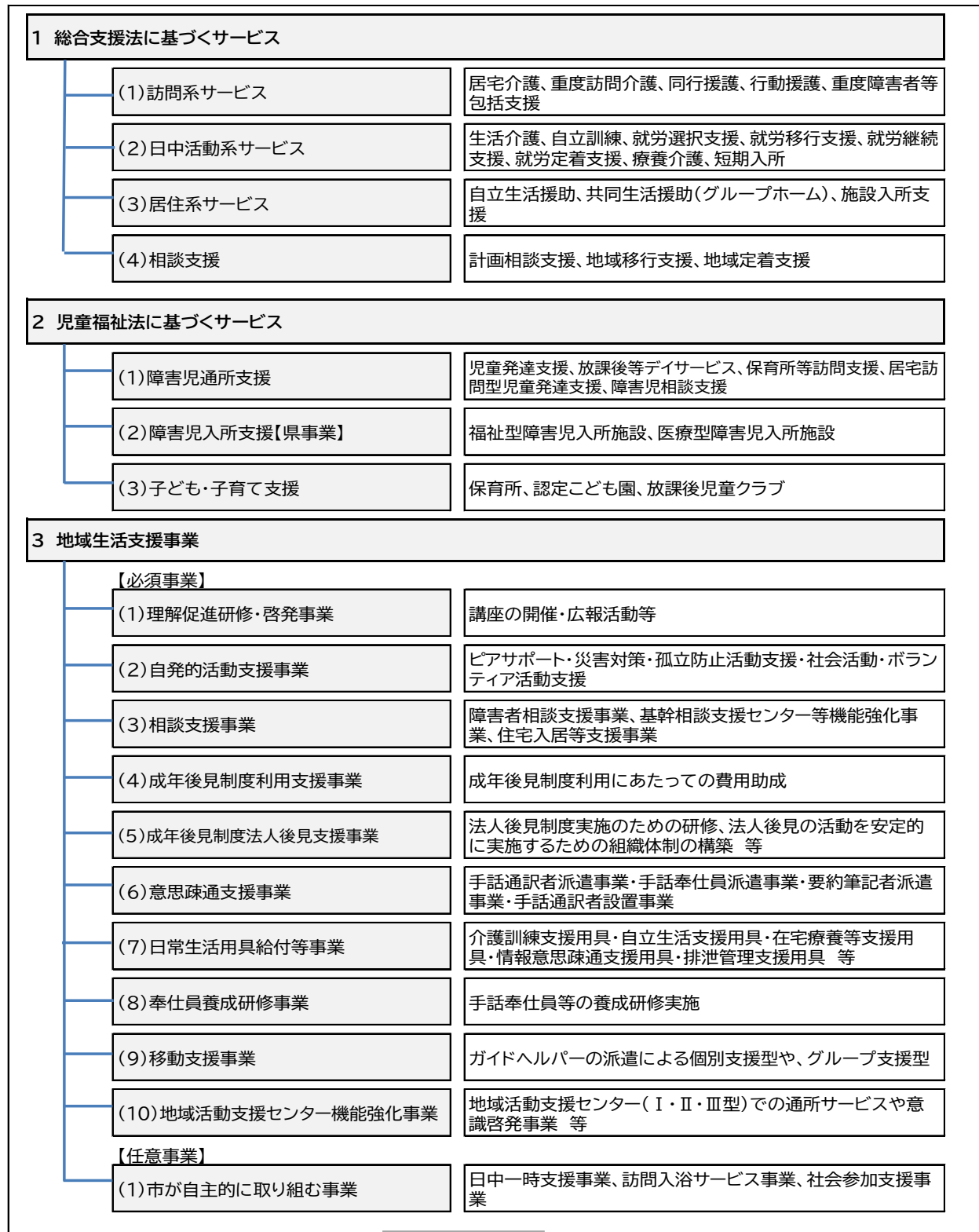
6 策定スケジュール

	第六次障害福祉計画	第四次障害児福祉計画
令和8年度		
8月	令和8年度 第1回障がい福祉施策懇話会	
	・第六次計画（者）の策定方針 ・第五次計画（者）の進捗状況・実績評価	・第四次計画（児）の策定方針 ・第三次計画（児）の進捗状況・実績評価
	事業所アンケートを実施 ※必要に応じてヒアリングを実施	
11月	令和8年度 第2回障がい福祉施策懇話会	
	・障害福祉計画素案の協議	・障害児福祉計画素案の協議
	経営会議・執行部説明	
12月	パブリックコメント実施	
1月	令和8年度 第3回障がい福祉施策懇話会	
	・障害福祉計画案の協議	・障害児福祉計画案の協議
3月	計画決定	

(参考) 国の基本指針(案)を踏まえた新計画の構成等

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の策定体制等 5 国の基本指針の見直し 6 令和8年度に向けた成果目標 7 障害福祉サービス等の体系	> 節構成は現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新する。
第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標	> 国が示す基本指針(案)を踏まえ、成果目標3について「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」から「地域生活支援の充実」に変更する。
第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	> 新たなサービスとして「就労選択支援」を加える(活動指標を新設)。 > これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会での審議等により、その確保のための方策を定める。
第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	> 「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に組み入れる。 > これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会での審議等により、その確保のための方策を定める。
第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策	> これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会での審議等により、その確保のための方策を定める。
第6章 計画の推進 1 計画の進行管理	> 現行計画の内容を基本として定める。
資料編	> 現行計画の内容を踏襲する。

① 計画の施策体系



【成果目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児支援の提供体制の整備等
- 5 地域生活支援の充実
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

② 成果目標や見込値への反映

9月の開催が見込まれる県主催の「市町担当者会議」において、県の指針や成果目標の設定に向けた方向性が示されることから、市が昨年度に実施したアンケートの結果や今後実施する事業所ヒアリング等の結果も踏まえながら、成果目標や障害福祉サービス等の見込値に反映させていく。

③ 事業所等ヒアリング・アンケート調査実施概要

I 第六次山口市障害福祉計画 事業所ヒアリング等調査概要

1 調査の目的

第六次山口市障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）策定の基礎資料とするため、障害福祉サービスを提供している事業者へのヒアリング等調査を行う。

2 調査期間

令和8年8月～9月を予定

3 調査対象

山口市内の障害福祉サービス提供事業所（計画相談支援事業所、介護給付事業所、訓練等給付事業所、地域相談支援給付事業所、地域生活支援事業所の予定）

4 調査方法

郵送またはメール配布後、回収。必要に応じて、ヒアリング等を実施予定。

5 調査内容

障害者等のニーズ、地域生活への移行ニーズ、就労に関するニーズ 等

II 障がい児通所支援事業所等アンケート調査概要

1 調査の目的

第四次山口市障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）策定の基礎資料とするため、事業所アンケートを実施する。

2 調査期間

令和8年8月～9月を予定

3 調査対象

山口市内の障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所

4 調査方法

郵送またはメール配布後、回収。必要に応じて、ヒアリング等を実施予定。

5 調査内容

事業展開する上での問題点、子ども・子育て事業との連携、重症心身障がい児や医療的ケア児への対応、地域支援への対応 等

Ⅲ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要

1 調査の目的

第四次山口市障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）策定の基礎資料とするため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施する。

2 調査期間

令和8年8月～9月に実施予定

3 調査対象

小学5年生以下の障害児通所支援利用者の保護者

4 調査方法

利用者の更新勧奨に調査票を同封し記入

5 調査内容

子ども・子育て支援ニーズ